

デジタル政策支援業務  
委託事業者プロポーザル募集要項

1 業務概要等

(1) 業務名

デジタル政策支援業務

(2) 業務目的及び内容

本市が推進するデジタル政策に係る取組を行うにあたってのコンサルティング業務

(3) 契約期間

令和6年7月1日から令和9年9月30日まで

(4) 実施場所

吹田市役所等

(5) 担当室課

行政経営部デジタル政策室

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、参加表明日時点で次に掲げる全ての条件を満たす単一の企業又は 2 者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体とする。なお、単一の企業又は企業連合体の構成員は、本プロポーザルにおいて他の企業連合体の構成員になることができない。また、参加者は、契約候補者決定までの間に、参加資格の要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

なお、下記の(1)～(5)、(8)については企業連合体における全ての構成員が満たしていることとする。(6)、(7)については、企業連合体の中で1者以上の構成員が満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登載されていること。
- (3) 吹田市指名停止措置要領(平成16年4月1日制定)に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領(平成24年11月13日制定)に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (6) IT に関するコンサルティング業務の実績を有すること。
- (7) 上記(6)のいずれかの業務にプロジェクトリーダークラスとして従事した実績を有する人

員を、1名以上当該業務に従事させることができること。

(8) ISO27001 認証、又はプライバシーマーク認証を取得していること。

### 3 募集要項の配布期間及び配布方法

募集要項の配布期間及び配布方法については次のとおりとする。

#### (1) 配布期間

令和6年4月19日(金)午前9時から同年5月7日(火)午後5時30分まで

#### (2) 配布場所

吹田市ホームページ「吹田市デジタル政策支援業務に係る公募型プロポーザルの実施について」

<https://www.city.suita.osaka.jp/sangyo/1017983/1018018/1034100/1034094.html>

#### (3) 配布方法

吹田市のホームページ上に公開し、事業者がダウンロードすることにより配布される。

### 4 応募及び参加の手続

応募及び参加の手続に関しては次のとおりとする。

#### (1) 参加申込み・受付の方法

次のとおり参加表明を行うものとする。

##### ア 申込期間

令和6年4月19日(金)午前9時から同年5月7日(火)午後5時30分まで

なお、受付時間は上記期間のうち開庁日の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土・日・祝日及び開庁日のうち正午～午後0時45分を除く)

とする。

##### イ 提出書類

(ア)参加表明書(様式1)

(イ)会社概要(様式2)

(ウ)役員一覧

(エ)業務従事者調書(様式3-1、3-2)

(オ)類似業務実績調書(様式4)

(カ)セキュリティ認証の写し

(キ)共同事業体構成表 ※

(ク)共同事業体委任状の写し ※

※共同事業体で提案する場合に提出すること

##### ウ 提出方法

電子メール

エ 提出先メールアドレス

den\_joka@city.suita.osaka.jp

※メール件名に「デジタル政策支援業務(応募)」を含めること。

(2) 質問の受付及び回答

質問については電子メールにより提出すること。質問及び回答は吹田市ホームページにて公開する。

ア 質問受付期間

令和6年4月19日(金)午前9時から同年4月30日(火)午後5時30分まで

イ 質問回答日

令和6年5月2日(木)午後5時30分まで

ウ 方法

質問書(様式5)に記載の上、電子メールにて提出

エ 提出先メールアドレス

den\_joka@city.suita.osaka.jp

※メール件名に「デジタル政策支援業務(質問)」を含めること。

(3) 参加資格通知

令和6年5月9日(木)午後5時30分ごろを目途として電子メールにより通知する。

参加資格がある者に対しては、一次審査実施の有無についても併せて通知する。

また、参加資格がない者に対しては、その理由を付して通知する。

5 提案方法及び提案の手続

提案方法については次のとおりとする。

なお、提案書及びプレゼンテーション、質疑応答の中で提案した事項は、原則、契約時に業務委託仕様として採用することを前提とする。

(1) 提案書等の提出

ア 提出期間

令和6年5月10日(金)午前9時から同年5月20日(月)午後5時30分まで

なお、受付時間は上記期間のうち開庁日の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土・日・祝日及び開庁日のうち正午～午後0時45分を除く)

**必着**

イ 提出書類

以下の提出書類中に会社名やロゴマーク等の作成者がわかる表示や記載は行わないこと。

(ア) 提案書 7部

別紙「吹田市デジタル政策支援業務 審査評価項目」(以下「審査評価項目」という。)に記載する内容について、「審査項目」順に、提案書を作成することとする。

- (イ) 見積書(様式6) 7部
- (ウ) 見積明細書(様式7) 7部
- (エ) 業務従事者調書(応募時の提出物と同様のもの) 7部
- (オ) 類似業務実績調書(応募時の提出物と同様のもの) 7部
- (カ) (ア)～(オ)の電子データ

ウ 提出方法

- 上記イ(ア)～(オ) 郵送または持参
- (カ) 電子メール

エ 提出先

吹田市行政経営部デジタル政策室(吹田市役所本庁高層棟9階)  
メールアドレス  
den\_joka@city.suita.osaka.jp

オ 留意事項

- (ア) 提出書類の差し替えは認めない。
- (イ) 提出書類は非公開とする。
- (ウ) 提出書類は返却しない。

## 6 審査の方法

審査の方法については次のとおりとする。

### (1) 一次審査

ア 一次審査の実施有無

提案事業者が4者以下の場合は一次審査を行わない。

イ 書類審査

本市が設置する「吹田市デジタル政策支援業務委託事業者プロポーザル選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、審査評価項目及び基準に基づき書類審査を実施する。

審査結果については、一次審査を受けた提案者全てに対し、令和6年6月7日(金)午後5時30分を目途として電子メールにより通知する。

### (2) 二次審査

ア プレゼンテーション・質疑応答

選定委員会において、提案書に基づきプレゼンテーション及び質疑応答を次のとおり実施する。

(ア) 実施日時

令和6年6月20日(木)で本市が指定した時間

※実施日時及び実施場所の詳細は、別途通知する。

(イ) 時間配分

各者45分(プレゼンテーション25分、質疑応答20分)

(ウ)説明者及び参加人数

説明者は原則2(7)に示すプロジェクトリーダークラスが行うこととする。また、事業者の参加人数は合計5名までとする。

イ 価格審査

提出された見積書について、審査評価項目及び基準に基づき審査を実施する。

(3) 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とする。

ア 契約候補者の選定時点において本実施要領の「3 参加資格」に掲げる資格のない者が提案したとき。

イ 所定の日時及び場所に提案書類を提出しないとき。

ウ 提案に関して談合等の不正行為があったとき。

エ 正常な提案の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者、又はなした者が提案したとき。

オ 「8 提案限度額」に定める金額を超えたとき。

カ 2つ以上の提案書を提出したとき。

キ その他、指示した事項及び提案に関する条件に違反したとき。

(4) 辞退について

参加表明、資格審査により参加が認められた事業者が提案を辞退する場合は、辞退届(様式8)に必要事項を記入の上、提案書の提出期限までに書類等提出場所に提出すること。また辞退した者は、これを理由として不利益な扱いは受けないものとする。

7 選定の方法

選定の方法については次のとおりとする。

(1) 審査項目・審査基準・配点

別紙「吹田市デジタル政策支援業務 審査評価項目」のとおりとする。

(2) 審査方法

選定委員会において、審査評価項目及び基準に基づき審査を行う。その具体的な手順は以下のとおりとする。また、審査にあたっては、提案事業者の商号又は名称、代表者氏名などを匿名とする。さらに、価格審査にあたり、見積価格は他の全ての審査が終わるまで選定委員会に開示しないものとする。

(3) 最優秀提案の選定手順

選定委員会において、審査評価項目及び基準に基づき審査を行う。その具体的な手順は以下のとおりとする。

ア 提案事業者が5者以上の場合、提案書の書面審査により一次審査を行う。選定委員会の各委員は、一次審査評価項目及び基準に則り評価点を採点し、合計点による提

案者の順位付けを行う。1位と順位付けした委員数が多い提案者から順に上位とし、1位と順位付けした委員数が同じ場合は、2位と順位付けした委員数が多い者を上位とする。2位と順位付けした委員数も同じ場合は、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位とする。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

- イ 一次審査を実施した場合、一次審査結果の上位4者を、二次審査(プレゼンテーション・質疑応答)を実施する事業者として決定する。
- ウ 二次審査において、選定委員会の各構成員は、審査評価項目及び基準に則り、各提案者の二次審査を行う。

#### (4) 最優秀提案事業者の決定方法

- ア 見積金額が契約全期間の予定価格の上限の範囲内であること。なお、見積金額が契約予定価格の上限を上回った場合は、失格とする。
- イ 提案書の採点は「5 提案方法」で掲げる提案書の内容の各項目が優れているか、妥当であるか等の判断に基づいて行う。
- ウ プレゼンテーションの採点は理解しやすい説明であるか、提案書との整合性はあるか等の判断に基づいて行う。
- エ 選定委員会の各委員が総合評価点(書類審査とプレゼンテーション・質疑応答の評価点の合計点)による順位付けを行い、1位と順位付けした委員数が多い者を最優秀提案者とする。1位と順位付けした委員数が同じ場合は、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数も同じ場合は、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定委員会委員による合議又は多数決により決定する。

ただし、価格点を除く評価点(全委員の採点結果の合計点)について、満点(全委員の合計点)の5割以上を獲得している者かつ、一つ以上の評価項目を0点とつけた委員が過半数を超えない者であることとする。

#### (5) 審査の結果通知

- ア 選定結果については、二次審査を受けた提案者全てに対し、令和6年6月24日(月)午後5時30分を目途として電子メールにより通知し、その後、書面による通知も行う。
- イ 契約候補者として決定されなかった参加者は、その理由について次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

##### (ア)提出期間

令和6年6月24日(月)から同年7月1日(月)まで

なお、受付時間は上記期間のうち開庁日の午前9時から午後5時30分まで

(ただし、土・日・祝日及び開庁日のうち正午～午後0時45分を除く)

##### (イ)提出場所

吹田市行政経営部デジタル政策室(吹田市役所本庁高層棟9階)

(ウ) 提出方法

電子メール

(エ) 提出先メールアドレス

den\_joka@city.suita.osaka.jp

電子メールにより回答する。令和6年7月4日(木)発送予定とする。

(6) 最優秀提案事業者との交渉

選定委員会により選定された最優秀提案事業者を特別の理由がない限り、契約候補者に決定する。なお、最優秀提案事業者との交渉の結果、企画・技術提案の内容、見積金額等が変更となる場合は、当該変更によって選考結果に影響がないかどうか十分考慮する。

(7) 結果公表

選定の手続きや過程等の透明性を高めるため、契約候補者を決定し、契約を締結した後、次の内容を速やかに公表するものとする。

なお、本件の公表は、契約担当室課、行政資料閲覧コーナー及び吹田市ホームページにおいて閲覧に供する方法により行うものとする。

ア 最優秀提案事業者(契約候補者並びにその提案金額と評価点)

イ 全提案事業者の名称(申込順)(ただし、全提案事業者が2者の場合には公表しない。)

ウ 全提案事業者の各委員の評価点及び順位付け(1位と順位付けした委員数の順。なお、選定事業者以外は記号(アルファベット)表示を行う。)

エ 審査項目・基準、配点基準

オ 選定委員会委員の役職名

カ 選定委員会の会議録の概要

キ その他、選定委員会委員長が必要と認める事項

8 提案限度額

提案限度額は次のとおりとする。

59,186,000円(消費税及び地方消費税額を含む)(令和6年度～令和9年度総額)

(税抜 53,805,455円 消費税額 5,380,545円)

(年度別内訳)

令和6年度 17,424,000円

(税抜 15,840,000円 消費税額 1,584,000円)

令和7年度 18,992,000円

(税抜 17,265,455円 消費税額 1,726,545円)

令和8年度 13,266,000円

(税抜 12,060,000円 消費税額 1,206,000円)

令和9年度 9,504,000円  
(税抜 8,640,000円 消費税額 864,000円)

## 9 失格事由

提案者に次の行為があった場合は失格(選定対象からの除外)とするとともに指名停止の措置を講じることとする。

- (1)選定委員及び評価部会員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること。
- (2)他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- (3)事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- (4)応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- (5)その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

## 10 企画提案者が1者又はない場合の取扱い

企画提案者が1者であった場合において、審査を行った結果、評価点(全委員の採点結果の合計点)について満点(全委員の合計点)の5割以上を獲得していない場合または、一つ以上の評価項目を0点とつけた委員が過半数を超えた場合は提案事業者なしとする。企画提案者がない場合、本プロポーザルは取りやめとする。また、再募集については、選定委員会において検討を行うこととする。

## 11 提出書類関係様式一覧

本プロポーザルに係る提出書類関係様式は下記のとおりとする。なお、ここに定めのない提出書類については自由記載とする。

- (1)様式1 参加表明書
- (2)様式2 会社概要
- (3)様式3-1 業務従事者調書(プロジェクトリーダー用)
- (4)様式3-2 業務従事者調書(その他従事者用)
- (5)様式4 類似業務実績調書
- (6)様式5 質問書
- (7)様式6 見積書
- (8)様式7 見積明細書
- (9)様式8 提案辞退届

## 12 支払方法

別途契約書に定める支払い方法のとおりとする。詳細は契約締結の際に本市と提案者との協議の上、決定する。



### 13 留意事項

本プロポーザルに参加するものは、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1)本プロポーザルに参加する者は、募集要項、調達仕様書等を熟読し、順守すること。また、本市の指示に従い、円滑な提案の執行に協力し、正常な提案の執行を妨げることや、他の提案者の迷惑になるようなことを避けるほか、常に善良なる参加者としての態度を保持しなければならない。
- (2)本プロポーザルに参加する者は、契約候補者決定後において、募集要項の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (3)本業務の受託者、受託者の親会社若しくは子会社、及び受託者と同じ親会社をもつ子会社は、本業務にて作成した仕様書案に基づく調達には参加できないものとする。なお、「親会社」「子会社」とは会社法第2条の定義によるものとする。
- (4)提案に参加するために必要な費用は、提案者の負担とする。
- (5)提案、その他手続に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6)本業務の履行に際する、再委託については、本市に所定の申請書を提出し、本市が承認した場合可能とする。再々委託は認めないものとする。
- (7)結果に関わらず、提出された提案書の著作権は提案者に帰属するものとする。
- (8)電子メールの不達を防ぐため、各種提出書類等を電子メールで送付した場合は、電子メールに寄らない方法で本市に到達確認の連絡をすることとする。
- (9)提出書類を持参する場合は事前に本市に連絡することとする。
- (10)提出書類を郵送する場合は、特定記録郵便、レターパックライトその他配達記録が残る郵送方式によることとする。

### 14 問合せ先

吹田市行政経営部デジタル政策室 情報化推進担当

〒560-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話:06-6384-1443

メール:den\_joka@city.suita.osaka.jp